



福岡医発第 3388 号 (地)
平成 29 年 3 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成 29 年度における平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の
利用料の免除に関する取扱いについて

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、平成 29 年度における平成 28 年熊本地震により被災した介護保険の被保険者の利用料免除の取扱いに関して、厚生労働省より事務連絡が発出され、日本医師会を通じて周知協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

本件は、熊本県内の市町村の被保険者であって、利用料の免除証明書を提示した者のみ、窓口で利用料の支払いを免除する取扱いについては、本年 9 月 30 日までの介護サービス分まで引き続き継続されるというものです。

また、利用料免除証明書の有効期限は、現在、「平成 29 年 2 月 28 日まで」と印字されていますが、熊本県内の全市町村が利用料の免除を本年 9 月 30 日まで延長する予定であるため、市町村によって免除証明書の有効期限が「平成 29 年 9 月 30 日まで」に更新されているものと、「平成 29 年 2 月 28 日まで」のものとの混在する可能性があるものの、熊本県内市町村の免除証明書であれば平成 29 年 2 月 28 日の有効期限であっても使用可能となります。

なお、平成 29 年 10 月 1 日以降の免除証明書の取扱いについては、免除証明書の再発行等が必要になりますが、具体的な取扱い等については、別途通知される予定とのことです。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 「平成 29 年度における平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の利用料の免除に関する取扱いについて」

(平 29.3.7 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室介護保険計画課)

2. 周知用チラシ (介護サービス事業所向け)

3. 周知用チラシ (被災者向け)

平成 29 年 3 月 10 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

平成 29 年度における平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の
利用料の免除に関する取扱いについて

平成 28 年熊本地震により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の取扱いにつきまして、これまで厚生労働省より発出されている事務連絡において、免除の要件等について示されてきたところです。

今般、厚生労働省より平成 29 年度における利用料免除の取扱いに関する事務連絡が発出され、本会宛に周知協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

内容といたしましては、まず、熊本県内の市町村の被保険者であって、利用料の免除証明書を提示したもののみ、窓口で利用料の支払いを免除する取扱いについては、本年 9 月 30 日までの介護サービス分まで引き続き継続されることとなります。

また、利用料免除証明書の有効期限は、現在、「平成 29 年 2 月 28 日まで」と印字されておりますが、熊本県内の全市町村が利用料の免除を本年 9 月 30 日まで延長する予定であるため、市町村によって免除証明書の有効期限が「平成 29 年 9 月 30 日まで」に更新されているものと「平成 29 年 2 月 28 日まで」のものとが混在する可能性があるものの、熊本県内市町村の免除証明書であれば平成 29 年 2 月 28 日の有効期限であっても使用可能となります。

なお、平成 29 年 10 月 1 日以降の免除証明書の取扱いについては、免除証明書の再発行等が必要となりますが、具体的な取扱い等については、別途通知する予定とのことです。

つきましては、熊本県内の市町村の被保険者であって他の都道府県に避難されている方もいらっしゃることから、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成 29 年度における平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の利用料の免除に関する取扱いについて (平 29.3.7 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)



事 務 連 絡
平成 2 9 年 3 月 7 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 29 年度における平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の
利用料の免除に関する取扱いについて

標記について、平成 28 年熊本地震への対応に関して、別添のとおり各都道府
県介護保険主管部（局）宛に事務連絡を発出いたしましたので、同内容につい
て、貴会会員への周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成 29 年 3 月 7 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

介 護 保 険 計 画 課

高 齢 者 支 援 課

振 興 課

老 人 保 健 課

平成 29 年度における平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の
利用料の免除に関する取扱いについて

平成 28 年熊本地震により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の介護サービス事業所等における取扱いについては、「平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の利用料等の介護サービス事業所等の取扱いについて（その 2）」（平成 28 年 7 月 22 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡。以下「7 月事務連絡」という。）において、お示してきたところです。

今般、平成 29 年度における利用料の免除の取扱いについては、下記のとおりとしますので、貴管内市町村及び関係団体において、適切な取扱いがなされるようご配慮をお願いいたします。

また、今般の取扱いについての説明の資料（チラシ）を別添のとおり作成しましたので、貴管内市町村に対し適宜周知を図っていただくとともに、被保険者や介護サービス事業者などの関係者への周知、広報にご活用くださいますようお願いいたします。

記

1 利用料の減免の取扱いについて

7 月事務連絡において、平成 28 年 10 月 1 日からの介護サービスについては、熊本県内の市町村の被保険者であって、利用料の免除証明書を提示したもののみ、窓口で利用料の支払いを免除することとしているが、この取扱いを平成 29 年 9 月 30 日までの介護サービス分まで引続き継続すること。

2 利用料免除証明書の取扱いについて

現在、熊本県内の市町村が発行している免除証明書の有効期限は、「平成29年2月28日まで」と印字されているものがあるが、熊本県内の全市町村が利用料の免除を平成29年9月30日まで延長する予定であるため、平成29年3月以降も、引き続き使用可能なものとして取り扱うこと。これにより、市町村によって免除証明書の有効期限が「平成29年9月30日まで」に更新されているものと「平成29年2月28日まで」のものが混在する可能性があるが、熊本県内市町村の免除証明書であれば平成29年2月28日の有効期限であっても使用可能であることに留意すること。

なお、平成29年10月1日以降の免除証明書の取扱い等については、別途通知する予定であること。

熊本地震で被災された方について、平成29年3月1日以降も引き続き、介護サービスに係る利用料は免除となります。

- 免除期限は、平成29年9月30日までです。
- 窓口での利用料の支払いを免除する際には、熊本県内の市町村が発行する被保険者証等及び免除証明書の確認が必要となります。

(有効期限欄に「平成29年2月28日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き平成29年9月30日まで、使用することができます。)

(熊本県以外の介護サービス事業所においても同様です。)

免除となるのは、以下の(1)(2)の両方に該当する方です。

- (1) 熊本県内の市町村の介護保険にご加入の方
 - (2) ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

○ 証明書の発行に関しまして、ご不明な点があれば、各市町村にお問い合わせ下さい。

平成29年3月1日以降も、引き続き、 医療機関等の窓口負担は免除となります。

○ 熊本地震で被災された方で、熊本県全域の**市町村国保、後期高齢者医療、介護保険**にご加入の方は、医療機関等に免除証明書を提示することにより、**平成29年9月30日まで**医療機関等を受診する際の窓口負担や介護保険の利用料が免除となります。

＜窓口負担・利用料が免除される方の要件＞

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

○ 熊本県全域の市町村国保、熊本県後期高齢者医療及び介護保険にご加入の方は、**有効期限欄に「平成29年2月28日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。**

○ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

○ この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。